

遺伝子組換え表示制度に関する検討会
第3回議事録

消費者庁食品表示企画課

第3回遺伝子組換え表示制度に関する検討会 議事次第

日 時：平成29年7月19日（水）13:59～16:04

場 所：三田共用会議所 講堂

1. 開 会

2. 事業者等からのヒアリング

3. その他

4. 閉 会

○湯川座長 それでは、定刻までには1分ほどありますが、委員の皆様、それから発言者の皆様もおそろいですので、第3回「遺伝子組換え表示制度に関する検討会」を開催させていただきます。

委員の出席状況ですが、本日は委員全員に出席いただいております。

ここで、報道関係の方は傍聴席へお移りいただきますようお願いいたします。

(報道関係者移動)

○湯川座長 それでは、まず事務局から本日お配りしている資料の確認をお願いします。

○蓮見課長補佐 では、事務局より配布資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料の一覧とあわせて御確認をお願いいたします。

まず、議事次第。

それから、座席表。

続きまして、資料1から6が本日ヒアリングに来てくださっている皆様から御提出いただいた資料となっております。資料の2及び3は机上のみの配布となっております。

また、武石委員から「消費者ニーズと事業者ヒアリングについて」という題の資料を御提出いただいております。

以上が、本日の資料でございます。お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら事務局までお申しつけください。

○湯川座長 資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、事業者あるいは事業者団体からヒアリングを行います。ヒアリングに来ていただく方については、座長の私と事務局においてさまざまな品目の状況をお伺いできるようなという視点で製造業、小売業、それから穀物の流通業の方々から選定させていただくことにしました。

本日は、小売業に携わる事業者、製造業に携わる事業者、あるいは事業者団体の方に来ていただいております。紹介させていただきます。

まず、小売業に携わる事業者として、イオンリテール株式会社グループ品質管理部部長の岸克樹様。

同じく、グループ品質管理部の岩崎直子様。

続きまして、製造業に携わる方として、日清オイリオグループ株式会社執行役員の山内勝昭様。

品質保証室長の保坂正俊様。

関係の団体になりますが、日本植物油協会専務理事の斎藤昭様。

日本醤油協会参与の加藤裕久様。

日清シスコ株式会社開発研究所表示グループグループマネージャーの加島貴光様。

皆様、本日はどうぞよろしく申し上げます。

ヒアリングの進め方ですが、委員の方々は前回と同じということで慣れておられるかと

と思いますが、各事業者、または事業者団体の発表と意見交換を一つのセットとして行いたいと考えております。つまり、それぞれの事業者、あるいは事業者団体からまず現在の事業活動の状況、遺伝子組換え表示制度の在り方を検討する上で、念頭に置いておかなければならない点を中心に15分程度お話をいただいた後、その発表をいただいた方と委員の皆様との意見交換の時間を10分程度とりたいと思っております。以上が、本日の流れです。

では、早速ですが、イオンリテール株式会社の岸様、岩崎様、お願いいたします。

○岸氏 こんにちは。イオンリテール株式会社グループ品質管理部の岸でございます。座って説明させていただきます。

(PP)

イオンでは、2001年4月に遺伝子組換え食品の表示制度が法律で施行される以前、プライベートブランドのトップバリュではお客様の声に応えまして、2000年9月よりトップバリュ商品への遺伝子組換え食品の情報を表示しています。

表示基準についても、法律より表示範囲を拡大して、法律では任意となっている表示についても表示を行っています。具体的には、遺伝子組換えのものを使用していないものも表示する。遺伝子組換えにより組成が変化しないもので、DNAまたは遺伝子組換えによって生じたたんぱく質が存在する商品、これについても法律では任意になっているものについても、トップバリュでは表示しております。

また、副原料ですね。主要なものではない上位4位以下、かつ5%未満の原材料であってもできる限り表示を行っています。同時に、表示内容を確認するために対象となる商品、分別品について遺伝子組換えDNA検査を実施して、表示と実際の相違がないかということを確認しております。

一方で、特に遺伝子組換えでないものというものを選択的に使用しているかということ、そういったことはしていません。あくまでもこういう情報を商品選択に利用されるお客様が一定数いるという前提の中で、なるべく多くの情報を提供しようという姿勢でございます。

遺伝子だけではなくて、例えばアレルギー表示とか、加工品の原材料の原産地に関しても、法律で義務づけられた以上のことのできる範囲のことを最大限やるというのがイオンの姿勢でございます。

ここからは、具体的なことを岩崎のほうから説明させていただきます。

○岩崎氏 イオンリテール株式会社グループ品質管理部の岩崎と申します。本日はよろしくお願いいたします。着席して説明させていただきます。

(PP)

こちらのほうに「トップバリュ商品」の遺伝子組換え表示の表示例を示させていただきました。トップバリュ商品は義務表示を一括表示枠内と枠外の両方に、また、任意表示のほうを一括表示枠外に表示しております。

表示対象となっております8農作物及びこれらを原材料とする33加工食品群のみでなく、

遺伝子組換えの検出が不可能である、任意表示とされている醤油や液糖、植物油脂などについても一括表示枠外に表示を行っております。また、任意になります遺伝子組換えでない場合の「遺伝子組換えではありません」という文字も一括表示枠外に表示しております。

事前の質問で、どの程度まで表示しているのかという御質問をいただきましたけれども、上位3位かつ5%以上の主な原材料の場合にはDNAの残存に関係なく表示しております。

また、それ以外の副原材料の場合には、DNAが残存するものについて表示を行っております。この表示なのですけれども、仕様書の段階で原材料をその由来原料がわかるまで展開しまして、表示対象となっている8農作物の使用が確認できたものについて、製造委託先様に遺伝子組換えの区分及びDNAの残存について聞き取り調査を行い、情報を収集して表示に反映させております。

(PP)

こちらは、ミルクキャラメルが表示になります。遺伝子組換えの検出が不可能な水あめなどについても表示しております。

また、不分別の場合ですが、よりわかりやすい表現を用いて遺伝子組換え、こちらはトウモロコシの例なのですけれども、遺伝子組換えトウモロコシが含まれる可能性がありますというような表示をしております。

このように、トップバリュ商品ではお客様が商品を選択する際に参考としていただけるよう表示対象を任意表示まで広げ、表示を行っております。

(PP)

トップバリュ商品は、先ほど御説明しましたとおり、パッケージのほうで遺伝子組換え情報を記載しております。義務表示のみならず任意表示についても表示しておりますので、お客様のほうからさまざまなお申し出をいただいております。

こちらに、遺伝子組換えに関するお申し出の内訳を示しました。年間で食品に対するお申し出件数が3万5,000件ありまして、そのうち遺伝子組換えに関するお申し出は年間で約200件あります。ですので、遺伝子組換えに関するお申し出は全体の約0.5%に当たります。

こちらに示しましたのが、2015年5月から2年間に寄せられた約400件の遺伝子組換えに関するお申し出の内容です。トップバリュ商品では任意表示についても表示を行っておりますが、その表示内容についてのお申し出が全体の約60%です。こちらの円グラフで言いますと、検出可能な加工食品と検出不可能な加工食品の18%と48%、この辺りが表示に当たる内容のお申し出になります。

例えば、納豆ですと、遺伝子組換えではないのか、遺伝子組換えではありませんとか、納豆、大豆、からしとか括弧書きでいろいろ書いてあって見方がわかりませんとか、シロップですと後ろのほうに小さく遺伝子組換えトウモロコシが含まれる可能性がありますと書いてあるがそうなのかというような内容になっております。

一方で、表示対象でない畜産品の飼料ですとか、対象農作物でない小麦や大麦についてのお申し出、またその他の御意見といたしまして遺伝子組換えについて書いてあるものと

書いていないものと、遺伝子組換えに書いてあるものと書いてないものがあるのはなぜかというようなお申し出もいただいております。

こういったさまざまなお申し出をいただきまして、遺伝子組換え表示についてお客様にやはり十分に御理解がまだ得られていないのではないかとことを懸念しております。お客様にとって遺伝子組換え表示がわかりにくいものになっていないか、この表示の検討では十分に御検討いただきたいと思っております。

(PP)

次に、「不分別」の意味や安全性を確認するお申し出について御紹介させていただきます。

トップバリュ商品では、遺伝子組換えの検出が不可能な液糖や植物油などについても欄外に表示してございまして、「不分別」の場合には「不分別(遺伝子組換えが含まれる可能性があります)」という表示をしております。そのため、トップバリュ商品に記載してあります「不分別」の表示をごらんになったお客様から、「不分別」の意味やその安全性を確認するお申し出をいただいております。そのお申し出は、遺伝子組換えに関するお申し出の約44%を占めていました。

そして、そのお申し出の内容もさまざまです。例えば、遺伝子組換え不分別と表示があるが、それはどういう意味か。このように「不分別」の言葉の意味を問うお申し出がございします。

「不分別」の意味を問うお申し出につきましては、事前の質問でもいただきましたが、遺伝子組換え不分別とは遺伝子組換え農作物とそうでない農作物を区分せずに使っています。遺伝子組換え農作物が混ざっている可能性があります。遺伝子組換えについては、国として安全性が確認されております。御安心してお召し上がりくださいと説明をしております。

また、そのほかのお申し出につきまして、「「不分別」というのは、入っているのが分からなくて記載しているのか」ですとか、「「不分別」とは「入っている」と言う事実を濁しているだけなんでしょう」とか、「「不分別」害がないならばなぜ記載するのか」という「不分別」の表示の意味を問うお申し出や、また「パッケージに遺伝子組換え不分別と書かれているものを最近よく見るようになった。今までそんなに気にした事は無いが最近多いので気になった」。また、「「不分別」と記載があるが子供に食べさせても大丈夫か」という「不分別」の安全性を問うお申し出もいただいております。

このように「不分別」に対してさまざまなお申し出があるということは、「遺伝子組換え表示」「不分別」について十分に理解が得られていないことを裏づけるものであるというふうに考えております。引き続き、遺伝子組換え表示について御理解いただくための継続した取り組みが必要であると考えます。

(PP)

続きまして、トップバリュ商品では既に任意表示まで表示対象を広げた表示を行ってお

りますので、その取り組みの中から課題だと感じていることについて意見を述べさせていただきます。

まず、義務表示が拡大されると、一括表示欄に記載する内容が増加し、さらに表示がわかりにくく、見にくくなるというおそれがあります。トップバリュ商品では、先のスライドで御紹介いたしましたが、任意表示にかかる遺伝子組換え情報については一括表示欄外に表示しております。この欄外の情報を全て一括表示の限られた枠内のスペースに表示することとなると、その他「アレルゲン」や「原料原産地」等の情報もありますので、ますます見にくくなるおそれがあると考えます。

また、安全に関する情報であります「アレルゲン」の情報を見落とす危険が生じることから、やはり表示対象の拡大には表示の「優先順位」を十分に考慮する必要があると考えております。

次に、表示義務の拡大に対応することが困難な事業者が生じるおそれがあるために、実行可能性を十分に検討する必要があると考えます。弊社では、既に任意表示まで拡大して表示する取り組みを行っておりますので、現行お取引のある事業者様で負担がふえるということはありません。

しかしながら、そのような取り組みを行っていない事業者様が表示を拡大する場合には負担が増加すると思います。遺伝子組換え表示を作成するためには、複雑な原材料を由来農作物がわかるまで分解して、情報を収集して表示をつくる仕組みが必要であるとともに、食品表示法を理解して正しい表示を作成できる人材が必要です。表示対象の拡大により、表示作成に要する負担も増加することから、実行可能性を十分に考慮する必要があると考えます。

また、「不分別」の表示が増加することで十分な理解が得られていない現状では、かえって不安をあおることにならないかということ懸念しております。遺伝子組換え検出不可な加工食品、液糖、水あめ、植物油等表示により、「不分別」の表示が増加することが予想されます。

このような状態の中で「遺伝子組換え表示」「不分別」について十分に理解が得られていない状況では、不安をあおることになると考えます。商品選択に資する表示ではないということを考慮しまして、「遺伝子組換え表示」「不分別」に対する理解の定着をいかに進めるかについてもあわせて考えていかなければならないと考えます。

(PP)

最後に、「意図せざる混入率が引き下げられた場合の課題」について意見を述べたいと思います。

対応として考えられることは、現状の5%よりも引き下げられた混入率で管理できない原料につきましては、「遺伝子組換えでない」という表示から「不分別」との表示へ変更が必要になるということです。このことから、「原料調達への影響」について考慮する必要があると考えます。現在の遺伝子組換えでない原材料にどのような影響がある

のか、専門家の方に十分に御検討いただきたいと考えております。あくまで一般論としてですけれども、原料を輸入する際に流通上、はしけやサイロ等を経てバルクで輸送されることから、その各過程で混入率は徐々に増加することが考えられます。よって、完全に混入を防止することは困難です。そのため、混入率を引き下げれば引き下げるほど「不分別」の原料が増加するものと思われま

す。「遺伝子組換え」「不分別」に対し、不安を覚えるお客様がいらっしゃる状況では、「不分別」原料を避け、非遺伝子組換え農作物の原料確保に集中することも考えられます。この場合には、原料原価が高騰し、商品価格に影響を及ぼす可能性があると考えます。

また、「検証可能性」についても考慮が必要だと考えます。表示は「正しい表示」でなければなりません。よって、表示内容が正しいか、検証できるかについても十分に検討をする必要があると考えております。

以上です。発表を終わります、ありがとうございました。

○湯川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に対しまして委員の方々から御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、武石委員、それから今村委員の順でお願いします。

○武石委員 どうも発表ありがとうございました。3つほど質問をさせていただければと思っています。

1点目が、イオンさんの独自の表示の方法で、義務表示の場合は一括表示とあわせて枠外表示をされています。それから、任意表示については枠外表示のみでございます。この場合は、枠外表示だけの場合と、実際には一括表示欄に義務表示として表示しているものと比べた場合、お客様の問い合わせの状況というのは違ってきているのかどうか少し感触としてわかれば教えていただきたいというのが1点です。

それから、スライドの5の申し出のところで、2年間で約400件の遺伝子組換えに関するお申し出があったということですが、一般的にお客様相談といえますか、申し出の件数全体をもし把握されているのであればどれくらいの件数があったのか。遺伝子組換え以外も含めて、もしわかれば教えていただければと思います。

3点目は、スライドの7で「義務表示の拡大に対応することが困難な事業者が生じる恐れがある」とありますけれども、お取引先の業者についてはしっかりと今までこういった情報を管理しているので大丈夫だということですが、取引先には恐らく中小事業者もいらっしゃると思うのですが、そういった場合にどういった手順でこういった遺伝子組換えの情報をしっかりと開示できるように誘導といえますか、指導されているのか。そこら辺はやはり中小事業者の方は結構難しいのか、そうではなくてある程度時間をかければイオンさんのお取引先のようにきちんと情報開示できるようになるのか。そこら辺の状況なども教えていただければと思います。以上、3点です。

○湯川座長 では、よろしく申し上げます。

○岩崎氏 1点目の任意表示と義務表示の枠外表示についてですけれども、現在、枠内に入れなければいけない義務表示の中で、遺伝子組換えを使用しているものですか、DNAが残っていて表示を必要とするものの取り扱いがないので、枠内のほうにそういう表示が入るといふものの取り扱いがなく、お答えすることができません。

枠外に任意表示と義務表示をあわせて書くことによって、お客様はそちらのほうの表示を見ることで、遺伝子組換え食品でないものを選択したい方は選択できるような状態になっております。

2点目のお申し出件数に対する遺伝子組換えに関するお申し出の割合ということですが、発表の中でも述べさせていただいたのですが、食品に対するお申し出が年間約3万5,000件ございます。そのうち、遺伝子組換えに関するお申し出が約200件ございますので、大体0.5%になっております。第2回の生協さまの御発表で0.4%というふうな御発表がありました、同じぐらいだと認識しております。

3点目は表示を作成する際にどのような支援を行っているかというような内容だったかと思うのですが、表示を作成する専門的な人材がイオンのほうにはおりますので、そちらのほうが表示を作成する際にいろいろな支援を行っている状態です。

○湯川座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○武石委員 はい。

○湯川座長 では、今村委員お願いします。

○今村委員 2点ほど質問させていただきます。

資料の6ページで「不分別」の表示がわかりにくいという御指摘をいただいでいて、なかなかほかにどう表示していいか難しいところがあつて、こんなふうに書けばいいのではないかという御提案があればぜひ教えてもらいたいと思うのと、そうでなければ「不分別」の説明をもっともって理解を深める必要があるという意味でおっしゃっているのか、それがまず1点目の質問です。

2つ目が、資料の8ページに表示の混入率を引き下げたら値段が上がる可能性があるでしょうということを御指摘いただいでいるのですが、実際にどれぐらい値段というのは上がってくるのか、どれぐらい影響があるものなのか。わかる範囲でお答えいただければと思います。

○岩崎氏 1点目の「不分別」について、どう書けばわかりやすいかという点につきまして、やはり「不分別」という言葉ですとなかなか理解が得られないと考えまして、含まれている可能性があるというような表示の仕方しております。

それでもやはりお客様からお問い合わせをいただいでおりますので、まだまだこれからも「不分別」という言葉の意味について啓蒙活動なりすることによって理解を求めていかなければいけないと考えております。

2点目の値段がどのくらい上がるかという御質問ですが、こちらのほうは今、遺伝子組換えでないというふうに表示されているものですが、正確な数字でもないですし、

一般的なお話になってしまうのですけれども、約3%まで5%の混入率を引き下げてしまうと、遺伝子組換えでないという作物の半分ぐらいが「不分別」というような表示になってしまうかと考えております。

ここで、まだこの「不分別」に対して理解が進んでいないこのような状況で、やはり「不分別」を避けたいという方がいらっしゃるかと存じますので、その点で我々がということではないのですけれども、遺伝子組換えでない作物を原材料に使いたいと思われる方がふえて高騰が起こるのではないかと考えております。

○湯川座長 今村委員。

○今村委員 「可能性はある」という表示は、少量しか入っていないという誤認をされる可能性が高くて、現実にはかなりのパーセントが入ってくるので、「不分別」を「可能性はある」というふうに書くことそのものは、私個人は好ましくないと思っています。ですから、選択肢としてはもっと別の言葉があり得るのかどうかということだと思えます。

それと、2つ目の質問に対して、半分ぐらい「不分別」になるのではないかと御指摘は、何か情報をお持ちなのか、それとも純粋に感覚的なものなのかということがもしわかればお教えいただければと思います。

○岩崎氏 正確な情報は持っておりません。感覚的なものです。

○湯川座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

立川委員、お願いします。

○立川委員 7枚目のスライドで、3点目にこういった不安をあおることにならないかという御指摘をされておられるのですが、このトップバリュの中でこういった「不分別」表示を積極的にされ始めたのはいつごろからなのでしょうかとということが1点です。

それから、「不分別」のものもあれば、あるいは非組換えのものもあって、消費者の方に選択できるような形になっているというふうに先ほど御説明があったのですが、そういった場合に「不分別」表示がされているものとされていないものとの間の消費者の方の商品選択の傾向がわかれば教えてください。以上です。

○岩崎氏 「不分別」表示につきましては、表示を始めたときから表示をしております。

消費者の購買動向につきましては、ちょっとわかりません。

○湯川座長 よろしいですか。

消費者の反応について関連なのですけれども、同じような商品があれば、表示をしていない食品と、あるいは遺伝子組換え不使用という表示をするというふうになるかと思うのですが、そこら辺は売れ行きに差があるとお感じでしょうか。

○岸氏 明確に売り上げで何パーセントというふうな規模では、恐らくないのであると思います。一定のこういう情報に敏感なお客様からは逆にネガティブに受けとめられていて、それがお客様の声というふうな形で反映されているのかと思います。

ただ、そのボリュームとしては先ほど申しましたとおり、全体の問い合わせが3万件で、遺伝子組換えに関するものが数百件なので、売り上げに反映するほどのボリュームはない

のかというふうには考えています。

○湯川座長 ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

夏目委員。

○夏目委員 御説明いただきましてありがとうございます。イオングループ様が大変早い時期からこういった遺伝子組換え表示についてお取り組みいただいているというのはすばらしいことかと思えます。

それで、私がお聞きしたいのは、スライド8枚目の最後で「意図せざる混入物が引き下げられた場合の課題」の2つ目に「「検証可能性」の考慮」で「「正しい表示」であることが検証可能か」というところでございます。この「正しい表示」というのは、恐らく事業者様にとりましては、つまり法律に基づいての表示がされていれば正しいという意味だろうと思うのですが、第2回目で消費者団体等からのヒアリングをいたしましたときに、法律に基づいて表示されていても、消費者にとりましてはなおわかりづらいということ、ある意味では表示がないということ、表示義務の有無の違いによって「不分別」であったり「遺伝子組換え」であったりというふうに意味が非常に曖昧になっているため、消費者は戸惑いを覚えるし、ある意味では優良誤認のようなものが出ているということが指摘されておりました。

そうしますと、消費者にとって正しい表示というのは、現行の法律に基づく表示だけでは十分ではないととられるようなことをおっしゃいました。それは、4人の方が全部共通していたと思います。

つまり、消費者が理解する表示と、実際の法律に基づいての表示にはずれがある。それで何らかの対応が必要ではないかという御意見があつて、それから先の話はまた2つに大きく分かれましたが、正しい表示について法律に基づく表示と消費者が受け取る表示のずれですね。その辺はどんなふうにご検討なさるとしてお考えになり、また感じていらっしゃるか、聞かせていただければと思います。

○岸氏 「不分別」という言葉でもって、お客様が求められている情報と合致していないということですね。今のお話は、そういうことですか。

○夏目委員 「不分別」という言葉自体がわかりにくいということも一つありますけれども、もう一つは、例えば表示義務の有無の違いによって大豆由来である豆腐と大豆油を挙げてみますと、豆腐の場合は表示義務がありますから、表示なしの場合は遺伝子組換えでないということになるわけですが、大豆油の場合は表示義務がありませんので、表示がないということは「遺伝子組換え」「不分別」という意味になるのですね。

つまり、意味が逆になっている。そこは、非常に消費者にとってわかりにくいということの御指摘だったと思います。

○岸氏 それは、恐らく法律がわかりにくい体系になっているのだと思うのですが、解決するためには法律側をシンプルな方向に持っていくか、しっかりと複雑なままでも消費者が理解できるように啓蒙するかということしかないと思います。

どういう言葉を使っても、絶対に誤解というのは出てくると思っていて、いずれにせよこの言葉、「不分別」というのが一体何をあらわしているのかということはきっちりと理解していただく努力をしていくことが必要かと考えます。

○湯川座長 今回の夏目委員の御発言の中で、油について表示がない場合は遺伝子組換えであることを意味するという趣旨のお話がありましたけれども、必ずしもそうではないということですよ。

油について表示がないということで、それは原料について遺伝子組換えか、あるいは遺伝子組換えでないかという情報はないということで、必ずしも油の場合には表示がないことが遺伝子組換えであることを意味するということではないと思いますので、その点だけ私のほうから修正しておきます。御質問の趣旨としてはそう大きくは変わらないかと思いますが、ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

では、澤木委員。

○澤木委員 私もよく消費者講座で一般の消費者に対して啓発講座をするのですが、遺伝子組換えをやる場合はトップバリュさんの商品の表示をよく御紹介します。それで、「遺伝子組換え不分別」と書いてありますね。本来表示義務のないものが書いてありますということはよくお伝えしています。3万5,000件の申し出のうちの200件ということで、表示を私は結構消費者も見ているのだなとは思ったのですが、遺伝子組換え以外の表示に関しては3万5,000件の中にはまだあるということですね。

3万5,000件の申し出の中には、遺伝子組換えの表示に関する問い合わせは400件だけでも、それ以外の一括表示とか、いろいろな表示に関する問い合わせはもうちょっとあるということですよ。

○岩崎氏 遺伝子組換えに関するお申し出以外の原材料表示ですとか、アレルギーの表示に関するお申し出は入っております。

○澤木委員 わかりました。ありがとうございます。

○湯川座長 そろそろ時間もきているのですが、ほかの委員の方々いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ここで岸様、岩崎様の報告を終わらせていただきます。御両名、どうもありがとうございます。

(発表者交代)

○湯川座長 続きまして、日清オイリオグループ株式会社山内様、保坂様、日本植物油協会齋藤様、お願いいたします。

○山内氏 日清オイリオグループの山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、弊社並びに日本植物油協会の齋藤専務理事様と一緒に、食用植物の状況と今回の表示制度拡大に伴う意見を述べさせていただきたいと思っております。また、このようなヒアリングの機会を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。それでは、内容に入りたいと思っております。椅子に座って説明させていただきます。

最初のページに、植物油の国内の需要量についてまとめたものを提示しております。平成27年度の数字でございまして、表の右下のところに食用、非食用と書いてございます。それぞれ234万トン、33万トン強ということで、合わせて270万トンくらいが日本の国内の植物油の需要量でございます。

表の左上に大豆油がおよそ46万トン、菜種油が104万トンとなっております。菜種油、キャノーラ油というふうに御理解くださいませ。合計でこの2つで150万トンでございまして、全体の約6割を占めております。

下のところに遺伝子組換えの作物の種類が記載されております。大豆、菜種、ワタ、トウモロコシの4種類でございます。

(PP)

次のページでは、輸入しているこれら原料作物の遺伝子組換えの推定量を計算したものを提示しております。こちらは、資料からの拝借でございます。

大豆を例にとりますと、表の右欄に主な輸入国のGM作付比率という欄がございます。こちらをごらんいただきますと、米国が既に作付面積では94%、ブラジルが93%の遺伝子組換え体の作付面積になっておりまして、現在の総輸入量、大豆が324万トンでございますけれども、これから計算するとおよそ92%が既に遺伝子組換え体になっているというふうに推定されます。また、菜種も同様に85%と、ワタ、トウモロコシともども、およそ9割近くが遺伝子組換え原料と推定しております。

(PP)

原料穀物でございますけれども、ご存知のとおり大豆、菜種など、使用している作物はほぼ100%輸入に頼っているのが現状でございます。これらの油糧種子は国際的な穀物市場で取引をされまして、需要と供給のバランスで、すなわち相場で価格が大きく変動いたします。

(PP)

スライドの5ページ目になります。大豆の分別品及び不分別品の価格について、動向を示したものでございます。分別品、すなわちnon-GMOの大豆の価格が緑のライン、青が不分別の大豆の価格動向でございます。

グラフの左のほうが、2001年くらいを示しています。当初はnon-GMO大豆の分別品の価格が10%くらい上回る程度でございましたけれども、徐々に価格差が大きくなっておりまして、2016年の春には現在この時点で価格差が2倍ほどに広がっております。以上が、状況でございます。

(PP)

続きまして、次のページで弊社大豆関連製品の製造フローを簡単に御説明しております。大きく2つに分かれて上段のところ、「大豆」「選別」「食品大豆」と書いてございます。豆腐やみその原料となる食品大豆は、輸入大豆を選別いたしまして食品大豆として販売をしております。

その一方、食用油の製造のほうは大豆から下の矢印になります。搾油工程を経まして油とかすに分けます。それで、油化をさらに精製して精製油を得ているわけですが、この際に輸入あるいは国内で購入した購買原料油というものをを用いるケースがございます。

その精製の過程が大変重要になっておりますので、次のページでもう少し詳しく説明したいと思います。

(PP)

精製工程について示しております。

最初に、まず主にガム質というものを取り除く工程、脱ガム工程というものがございます。水溶性の炭水化物、たんぱく等をここで除いております。

次に、遊離脂肪酸を除く脱酸工程、さらには色、色素等を除く脱色工程、最後ににの成分を除去する脱臭工程を経て、この4段階を経てたんぱく質やDNAが除去された脂質100%のクリアな精製油ができ上がっております。

したがって、GMO、non-GMOなどの由来にかかわらず、科学分析で区別できないレベルにまで精製された油になっております。

(PP)

現行の表示の状況でございます。弊社はまず食品大豆、それから大豆たんぱく製品を販売しております。こちらのほうは、原料としては非遺伝子組換えの分別品を用いまして、自社工程でも全てIPハンドリングを実施いたします。製品には、非遺伝子組換えを表示して販売をしております。

(PP)

続きまして、食用油でございます。こちらのほうは、不分別の原料を使用しております。御存じのとおり、原料作物は安全かつ実質的に同等であることが国によって確認済みでございますので、また油からDNAが検出されずに、そのほかの分析上も全く差異が認められないことから、弊社では製品表示は行っておりません。

なお、受託製造している一部プライベートブランドの製品につきましては、オーナー様の御意向を受けまして不分別表示をしているものもございます。

(PP)

次のページで、弊社のお客様窓口へのお問い合わせ状況について数値を示しております。2004年から2016年の13年間の年平均の受付件数が1年間でおおよそ2万1,500件、そのうち遺伝子関係の御質問、関連したお問い合わせは年平均で98件になり、全体の0.46%を占めております。

主な質問としましては、大多数は遺伝子組換え原料を使用していますかというお問い合わせでございまして、これに対しましては不分別原料を使用しているのが組換え原料を含んでおりますとお答えしております。

また、少数ではございますけれども、遺伝子組換えを使用していない油はありますかという御質問がございますので、遺伝子組換え品種のない作物の油を御紹介しております。

(PP)

ここからは、加工食品の表示を拡大することについての私どもの考え方、意見、課題等について御説明を申し上げます。

最初に、EUと同様に表示できるのではないかという御意見があると伺っております。現状、日本の食用油の場合は先ほども申しましたとおり、主な産地がアメリカ、ブラジル、あるいはカナダ、オーストラリアなど、ほぼ100%が海外の輸入品でございます。

一方で、EUはEU域内のnon-GMO農産物の生産がございまして、十分に域内の食用油需要を満たせるという仕組みができております。また、海外からの貿易につきましてはトレーサビリティを保証する国際協定がまだできていないのが現実でございます。

こういった観点から、日本の国際貿易を基本とした食品原料を輸入で賄っている現状をかんがみて、EU同様の制度構築に無理があるのではないかというふうに私どもは懸念をしております。

(PP)

それで、仮に表示の拡大を食用油全てに行った場合、大変心配しておりますのが分析上、全く差異の見出せない、認められないものに対しまして異なるものというふうに認識を生むのではないかということをご予想しております。このことが非遺伝子組換えに需要を集中させ、原料相場の高騰のみならず、原料の量的な確保ができない事態を招くのではないかということをご心配しております。

原料の確保が十分にできずと、やはり最終的には食用油が供給できたり、できなかつたりという供給不安、混乱を招くのではないかと思います。

また、大豆を用いるもののみならず、食用油を用いる食品全般に供給不安が波及するおそれがございます。

(PP)

先ほどお示ししました不分別大豆と分別大豆、non-GMO大豆の価格動向のグラフをもう一度お示しします。現時点では2倍程度の価格差でございますけれども、需要が一方に集中すれば投資マネーが入る相場でございますので、どれほどの価格上昇を招くのかというのは残念ながら私ども事業者では想定することが全くできない状態でございます。結果として原料調達ができない状態になるというようなことを大変心配しております、この点を皆様にもぜひ御理解をいただけたらと思います。

(PP)

続きまして、同じく拡大についてでございます。輸入あるいは国内から入手した購買原料油を用いるケースがあると先ほど申しましたけれども、こちらのほうも油でございますので、残念ながら購買後にみずから分析してどの程度GMO、あるいはnon-GMOなのかということを確認することができません。また、同じく不分別の製品、あるいは非遺伝子組換えの製品というものが出てきたときに価格差が発生するのではないか。そうしますと、当然のことながら市場原理に基づきまして、より売れるもの、あるいは需要が集中するものを

いろいろなところから輸入するという動きも出てまいろうと思います。多様な製品が国内に流通することが想定されます。

その場合も、製品ベースの油では残念ながら現在の分析技術では全く区別することができませんので、第三者の分析による事後検証ができないという状態になるのではないかと思います。

このような状態が、最終的には国内に流通する商品の信頼の低下であるとか、混乱を招きかねないのではないかと懸念いたします。間違っても偽装されたような商品が流通できてしまうようなことがないような、適正な流通環境の確保につながる表示制度というものをぜひとも御検討いただきたいと思います。

(PP)

まとめでございます。加工食品に表示を拡大することに関しまして、特に食用油につきましては海外からの輸入原料が多い日本ではEUと同様の制度設計は非常に無理があつて混乱を招きかねないのではないかと思います。

また、一方、対象品目が表示の信頼性、事後検証等の観点を踏まえて、製品でDNAが検出できること、すなわち科学的に事後検証できることが表示を行う上では必須な要件と考えております。

(PP)

続きまして、表示の対象原料を拡大することについてです。現在は第3位まで、かつ5%以上のもののみ表示対象となっておりますけれども、こちらのほうも原材料ごとに表示しますと文字数が大幅に増加すると思います。限られたスペースでございますので、文字が細くなるなど、かえって消費者の皆様に見づらい表示になるのではないかと考えます。

また、対象製品全てのラベル表示を改版しなければなりません。最近、この不分別の原料由来の遺伝子組換え表示のみならず、平成27年度に施行されました栄養成分表示の義務化、そして最近の話ですけれども、原料原産地表示の義務化等も続いております。これら全てにおいて、ラベルの更新をし続けているところでございます。

加えて、さらに遺伝子組換えとなると、事業者として大変負担が重くなるということもぜひとも御理解いただけたらと思います。

(PP)

最後のページでございます。「意図せざる混入率の引き下げ」についてでございます。こちらは、現制度で許容されているというのはあくまでも「意図せざる混入」でございます。これまでの管理は混入することを前提としてはおりません。一定の管理ができているというふうに認識しております。

その中で、海外からの流通が多段階かつ複数の管理主体が管理しているこの流通で、どんなに善良な管理で行っても完全に混入を避け、保証することは不可能であると考えます。現に原料購買先にヒアリングしたところ、より厳格な混入率の保証を求めた場合には供給そのものが困難であるという御意見でございました。

そういうことから、実行可能性の観点から、意図せざる混入率5%をさらに引き下げることは非常に難しいと考えております。

事業者として、私のほうからは以上でございます。あとは、植物油協会のほうからお願いいたします。

○斎藤氏 日本植物油協会の斎藤でございます。それでは、座って説明させていただきます。

今、オイリオ社のほうから事業者としての、メーカーとしての御紹介をさせていただきました。業界としては、資料3を飛ばしまして資料4でございます。スライドがないので小さな字で大変恐縮ですが、できるだけ要領よく説明します。

1つ目が「義務表示事項の拡大に関して」であります。遺伝子組換え作物につきましては御案内のとおり、食品安全委員会による評価、厚生労働省の認可プロセスを経るなど、国家としてその安全性が保証されているということでありまして、こうした安全性に関する必要な義務化については全く異論がないところです。

政府による選択のための表示制度の義務化、これに関しては優良誤認、すなわち質的に優れている合理的根拠がないのに選択誘導するという危険性をはらんでいることに留意をする必要があると思います。消費者庁の一元化検討会報告におきましても、義務表示を拡大する際には安全性に関する表示が優先、選択のための表示は慎重であるべきという結論を出されていますが、そのように思っております。

2つ目です。「植物油における遺伝子組換えDNAについて」であります。精製された植物油は、その処理過程において先ほどオイリオ社のほうから説明がありましたように、DNAが完全に除去されて油脂100%でクリアな精製油となっております。今般、国立医薬品食品衛生研究所においてもこれが実証されております。

こうした当該商品ではなくて、その原料にまでさかのぼって表示制度の義務化を求めるのは必ずしも適正ではないと我々は考えております。

3つ目が、トレーサビリティ制度であります。科学的検証手法に代替する手法として、2000年当時も議論されましたけれども、トレーサビリティ制度が推奨されることがあります。これは履歴を明らかにする制度ですけれども、原料となる作物が非遺伝子組換えであろうと、遺伝子組換えであろうと、それに含まれたDNAは処理過程で完全に除去され、ピュアな化学成分になるということです。

これを、当該商品の原料にあえてさかのぼってまで遺伝子組換え表示をすることの有意性はありませぬし、これは逆に消費者をミスリードすることになりかねないと考えています。トレーサビリティ制度は、その実効確保に当たって立ち入り検査等が不可避でありますから社会的コストアップにつながりますし、最も重要な点は国際的トレーサビリティ制度はコーデックス等が未整備でありますので合意がされていませんので、輸入依存度の高い原料について検証することは我が国の場合も、EUの場合もそうですけれども、困難であります。表示制度のみ先行することは、いたずらに国内企業に負荷をかけるばかりか、現

在流通している商品についての信頼というか、混乱を招きかねないということを危惧しております。

続きまして、4つ目の事業者負担であります。これは先ほどオイリオ社からお話がありましたけれども、現在栄養成分表示という食品表示基準の見直しでラベルの変更をしております。これは非常に重要な作業ということで最大限努力をしているわけですが、その作業の途中から原料原産地の義務化となり、タイムラグを設けた執行猶予期間の変更がなくて変更を余儀なくさせられているというのが現状です。これに、さらに今回のものが加わるかどうかというのが議論になります。

いまひとつ、特に高齢化の進展の中で植物油の容量がだんだん小さくなっているものもございます。こうした中で、義務表示をする場合、限られたスペースで安全性を優先する。優先順位をつけて、必要最小限の事項に絞るということが必要だと考えております。

5つ目が、現在の世界の動向であります。遺伝子組換えの法案を2年後に検討しようとしているアメリカにおいて、FDA（米国食品安全局）は植物油に関してはDNAを含まないということから表示対象とはならないとコメントしております。

また、昨年来、義務表示を検討してきた韓国において、植物油についてはこれを対象外としました。EUについては、植物油を含む全ての加工食品に義務表示をかけていますが、域内流通が中心であり、海外貿易品、とりわけ植物油に対しては実効ある制度とはなっていないと考えております。

最近の事例では、本年5月に遺伝子組換えの法案を検討してきましたカナダにおいて、国は食品の安全性に関する規制に関与すべきで選択のための表示制度には関与すべきではないとして、法案自体が廃案となりました。これは先般、先週、私も出席しましてカナダで実施された、カナダ政府も参加した日加菜種予備協議でも確認をしたところでございます。

6番目に、意図せざる混入率の問題です。これは、現在は意図せざる混入率は5%になっています。もちろん管理負担等、コストはアップしますが、先ほどの説明のように、そもそも相場差が21世紀に入った頃は1割程度であったものがその後一気に2倍程度に拡大してきておりますし、遺伝子組換えと非遺伝子組換えの原料は必要数量の確保自体が困難になるのではないかということは危惧されるところであります。

それから、特にこのところで大事なことは、欧州の場合は0.9%以上ということになっておりますけれども、これは先ほどと同様、EUにおいてはトレーサビリティシステムで域内中心の流通である。ほとんど9割以上が域内流通であるということが、これを可能にしていると考えています。

あとは、まとめでございます。表示制度はいずれにせよ表示の信頼性、事後検証性、実行可能性、国際的整合性の観点から、きちんとハードルを設けて科学的に検証されるべきだと考えております。対象品目は、対象商品それ自体に着目して組み換えられたDNA等が検出できるかどうかメルクマール、原則だと考えております。

また、意図せざる混入率につきましては価格の高騰、状況によっては必要数量の確保が困難になるということで、現状水準が望まれるということでもあります。以上であります。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまお話いただいた内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。

江口委員、お願いします。

○江口委員 2点ほどお伺いします。

まず、日清オイリオグループさんのほうですけれども、原料が2倍になるということで、これはかなりのコストだと思うのですが、食品大豆、大豆たんぱく製品は非遺伝子組換えの分別になっていて、油のほうは不分別ということですので、これを分別するとなるとさらにまたコストがかかるという認識でよろしいのでしょうか。

それともう一つですけれども、先ほど日本植物油協会の専務理事さんからお話がありましたが、ヨーロッパは域内だからトレーサビリティが可能だけれども、日本は難しいというお話だと思うのですが、その辺のところをもう少し教えていただけないかと思います。以上です。

○山内氏 初めの御質問でございます。先ほど御指摘のとおり、油のほうを非遺伝子組換えの分別品で行おうとすれば高い原料になることはもちろんですけれども、油の特性上、大豆の中に油が20%しか含まれておりませんので、そうなりますと油かすのほうは何ら変わらないという評価がされる場合には、全てそのコストが油に乗ってしまうということになります。すなわち、原料が2倍だからといって価格が2倍になるということでは必ずしもないということで、非常にコストの想定が難しいということでございます。

また、価格も過去3倍、4倍になったこともございますので、実際のところ、どの程度上がるのか、あるいは上がらないのかも含めて、我々には想定しにくいということでございます。

○斎藤氏 先ほどのトレーサビリティの関係でございます。EUは現在、義務表示を全加工食品にかけております。ちょうど我が国の制度が議論された2000年当時、私も農水省の流通の担当官をしておりまして、EUの動向を詳細に検討したことがございます。当時は、いわゆるブレア・ハウス合意の後のEUと欧米の貿易戦争ですね。EUの域内保護ということが非常に重視された。そういう政治的な色彩の高い中で、その後EUのトレーサビリティ制度が導入されております。

ただ、もちろんEUの原料調達、当時もどのように実行するのかというのは非常に議論されましたけれども、域内である限りは域内のルールといいますか、法律であるとか、罰則規定とか、縛ってコントロールできるのですが、域外はできないだろうということでありまして、実際にこのことに私も非常に関心を持っておりまして、十数年たって今年EUに行きました際、EU傘下のA国の農務官と相当議論しました。

予想どおり、域内についてはしっかりトレーサビリティシステムで管理しているという

ことですが、域外についてはもちろん管理もできないし、精製された植物油についてはその科学的検証はできない。DNAが存在していませんから当然できないわけで、それはコントロールできないということでありました。ここで大事なことはトレーサビリティ自体は非常に重要な概念でありまして、遺伝子組換えであろうと、原料原産地であろうと大事な概念でありますので、それ自体をもし取り組むのであれば国際的なシステムをコーデックス等での合意を含めてしっかり取り組む必要があると思います。

特に、EUは域内型で最大の菜種が2,400万程度ありますけれども、ほとんど9割方域内でありまして、他はわずかうクライナとか、その辺が少しあるだけで、そういうところと違って我が国の場合、輸入がほとんどで、菜種であれば、カナダとかオーストラリア、大豆はアメリカといった海外依存で、フードシステム自体が非常にオープンになっているわけです。我が国の場合の自給率がこの程度低いところでは、国際的なトレーサビリティシステムというのをしっかりつくるためには国際的な合意も含めて、コーデックス等の合意も含めてそういうシステム作りの取り組みや努力というものがまずは求められるとっております。以上です。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがですか。では、神林委員、それから今村委員、お願いします。

○神林委員 御説明ありがとうございました。

私は14ページの購買原料油のことについて少し教えていただきたいのですが、そもそもこの購買原料油というのは全部の製品に対してどれくらいの割合で使われているものなのかというところですか。

それから、この購買原料油は国内製油メーカー様との間で融通し合っているようなものなのか。それとも、製品油として輸入されているものなのかどうか。

それから、もし仮にそういった形で輸入をされるとなれば、例えばトレース情報みたいなものを輸入先、あるいは調達先から入手するというようなことはされるのか、されないのか。その辺のところを教えてください。

○山内氏 海外からの購買原料につきましては、全体の量から見れば少量になります。

ただ、海外のみならず、国内での融通ということも当然ございますし、その全てについて現時点でトレーサビリティというような状況ではございません。

また、設備も同じ設備を全て使っておりますので、それがどのように混ざっていくのかということに関してまで、私どもは把握ができていないのが現状でございます。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

では、今村委員お願いします。

○今村委員 先ほどの江口委員の質問の続きなんですけれども、どちらにお答えいただくかわからないのですが、EUのほうは域内流通で実際に油がつくられている。それであれば、向こうのほうのコストが上がってきて油が高い地域というふうになるんじゃないかと、かねてから思っていたんですけれども、実際にそんなにEUは油が高いという実感がなくて

す。

では、どうやってEUはこのコストを吸収しているのか。それとも、油の値段の考え方が日本と違うのか。なぜ向こうは域内流通が、保護貿易の結果、生まれたものだというのわかるんですけれども、最終的な値段差が本当に生まれていないのか。それとも、向こうは高いものを買っているのかということがもしわかれば教えてください。

○斎藤氏 では、私のほうから。

EUの場合は先ほど菜種で2,400万程度と言いましたけれども、菜種が最大の植物油の原料であります。相当部分が菜種に依存して、菜種が食用にもなるし、バイオディーゼル原料にもなる。そういう中であって、先ほど言いましたようにほとんど域内で、9割方域内でウクライナとかオーストラリアからも少し買っているんだと思います。

したがって、ほとんど供給が域内でありまして、物流も域内でありまして、流通コストが低くて、しかも菜種という特殊なものであります。それが、需要と供給がそんなにも変化していない。それだけの需要もありますけれども、供給もしっかり提供できている。

他国がEUから買えばまた別なのでしょうけれども、EUはそのような安定した需要と供給のフレームの中にありますが、我が国の場合、国内原料といっても大豆が20万トン程度ありますが、現在、大豆の油糧原料というのは230万トン程度必要ですし、食用も入れると330万程度が必要ということで、1億3,000万の国民の皆さんに提供するのに巨大な物量が必要です。

菜種も250万トン程度あり、これを調達するのはほとんどEUからは無理で、貿易ができるところ、すなわち輸出力があるのはカナダ、あるいは豪州に限られていまして、カナダの生産が2,000万トンに対して、日本の菜種は2千トン、大豆も20万トンくらいだと思いますけれども、日本においては米が国境措置で守られていますが、ほかはほとんど自由化して非常に内外の関係で国産ができないということで輸入に頼らざるを得ないのですが、EUから持ってくるわけにもいかないのでカナダとかアメリカとか海外に頼ることになります。

それで、菜種の場合は特にカナダに頼っていますので、そこから250万トン、カナダは2,000万トンはつくっていますけれども、自国でも1,000万トン以上消費をしていますから、何とか出してくれているという状況ですけれども、そういう中で大豆もアメリカとかブラジルから輸入、油糧原料全体で95%くらいの輸入をしていますから。

それで、海外もEU以外はアメリカとかカナダから中国も含めて非常に競争が激しくなっています。特に中国は、急速に需要を拡大している中で価格が非常に上がっている。EUはEUの中である意味ではクローズした、完結したシステムになっていますけれども、ほかの国はアメリカとかブラジルとかカナダに頼らざるを得ない。輸出国に頼らざるを得ないので、日本もその一つとして値段が高くなっている。大きくはそんな感じだと思います。

○湯川座長 今村委員、もう一度どうぞ。

○今村委員 現状として供給されるのは無理だろうということは全くそのとおりなんです。仮にという話も無意味かもしれませんが、20年くらい前にもし日本がEUと同様に保

護政策を打っていて大豆や菜種を保護していれば、これはもしかしたらEUと同じような状況が作り出せたかもしれないか。それとも、その当時同じことをしたとしてもやはり無理だったのかというのがもしわかれば教えていただければと思います。

○齋藤氏 農政の根幹で、非常にお答えが難しいんだと思いますが、2つだと思います。

1つは、我が国の国土に非常に制約条件があるということがやはり根本的にはあるんだと思います。したがって、米でも160万ヘクタールというのを、これは国境措置があるからなのですが、ではほかのものでその程度の面積があいているかということ、そんなにあいているわけでもないということになれば、大豆を今の20万トンから200万トンつくれるかということには、国境措置があったとしてもなかなか難しいだろうということで、国境措置以上にやはり国土条件が問題だと思います。

したがって、我が国としてはいずれにしても輸入せざるを得ない。1億3,000万の皆さんに安定した食事を供給するには、どうしてもそれだけは必要だ。安全保障上の問題からも大事なことだと思います。

EUは、ちょうどそれだけの世界でクローズしている。そこにもし日本が、先ほど議論がありました非遺伝子組換えを求めて巨大な200万トン以上の需要、菜種が二百数十万で大豆が230万ですから、合わせれば500万トン近い需要が移動していけば、とてもフレームが変わってきますから、価格差が2倍どころではないというのは明らかだと思います。

○湯川座長 その点について立川委員からコメントがありましたら、お願いします。

○立川委員 今のことに関する直接の関連ではないのですが、よろしいですか。

今回、トレーサビリティに関する御意見も頂き、今後もトレーサビリティの話が出てくる可能性がありますので、次の点を整理していただきたいと思います。もともと日本の組換え食品の表示制度というのは社会的な検証に依拠しています。すなわち、バルク輸送の中でIPハンドリングという社会的な検証を行うことを根幹に据えているのですが、この社会的な検証システムを行いながら、他方でトレーサビリティができない理由は何でしょうかということ。この点の認識を共有しておいたほうがいいのかと思いますので、御説明いただければありがたいと思います。以上です。

○齋藤氏 社会的検証というのを、先生からもうちょっと。

○立川委員 社会的検証というのは、要するにIPハンドリングが文書ベースで行われているということです。輸出業者からドキュメントを提出していただいて、これがGMであるか、GMでないかということを確認するという、文書ベースでのシステムになっています。

またトレーサビリティも基本的には文書ベースのシステムですので、この2つがどう違うのか。IPハンドリングシステムは実際に行なわれているのですが、そのシステムとトレーサビリティというのはどのように違い、なぜトレーサビリティは導入できないのかということをお説明いただければということです。

○齋藤氏 トレーサビリティは、唯一伝統的にやられているのは2003年でしょうか、EUがGMも含めてトレーサビリティを域内で実行したということでありまして、これは域内にお

いては制度的な規則ルールと罰則ですね。そういうものを使ってコントロールできる。

ところが、域外になりますと、やはり輸入等になりますととてもできないというのはさっきのコーデックスの合意等もございませんし、どこからどういうふうにその国それぞれが、しっかりEUのものをやるとすれば、世界的にそういうトレーサビリティシステムを構築するには、コーデックス等で合意してそこまでやるんだ。EUと同じくらいのところまでやるんだということは、それぞれの関係国が保証しないとそれはできないんだと思います。

したがって、日本はもっともっとオープンな国ですから、全体の自給率は3割を割って先進国でも最低の自給率でありますから、逆に言えばフードシステムがオープンになっているわけですから、国際的なそういう合意をきちんととってこれを実証まで持っていくには、まずはそこをやっていかないと社会的実証にもならないんじゃないかと思います。

これは原料原産地のときも私ども意見として言ったのですけれども、やはり国際的な合意なしでやれば、結局は輸入品について今回も原料原産地でも少し見ないで、国内のメーカーだけに負荷をかけるもので、結局、大括りだとか、可能性とか、極めてファジーで、フードシステム全体としては消費者の皆さんの期待に十分応えられるのか、というくらいのものになるのも、結局は国際的なそういうルールがきちんとしていないということが根本的にはありますので、やはりまずは国際的なコーデックスを含めたシステムづくりをきちんとやる努力というのが必要なんだと私は思っています。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

時間も大分超過していますので、どうしてもという方がおられましたらどうぞ。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

(発表者交代)

○湯川座長 続きまして、日本醤油協会の加藤様、お願いいたします。

○加藤氏 日本醤油協会の加藤といいます。本日は、このような席で発表させていただきましてありがとうございます。

それでは、座って発表をさせていただきたいと思います。

(PP)

まず1つ目なのですが、「義務表示事項は最小限にしていきたい」というお話からしたいと思います。

第1回のときに消費者庁からも説明がありましたけれども、遺伝子組換え食品は食品衛生法に基づき食品安全委員会による科学的な評価を踏まえて厚生労働省が認めているもので、安全性については国が保証しているものです。

それゆえ、遺伝子組換え表示はアレルギー表示のような安全性に関する表示とは異なって、あくまでも消費者が知りたいという要望に対して行う表示です。

安全性に関する表示が義務化されることについては当然異論のないところですが、消費者が知りたいという要望事項を義務化することにつきましては、消費者の意向を十分に調

査して優先順位をつけて議論をしていただきたいと思います。

(PP)

近年は核家族化が進んでいることもありまして、しょうゆも容量の少ないものが求められるようになっております。

事業者も当然それに対応して容量の少ないものをつくるようになってきており、皆さんも御存じのように、例えば以前は1リットルのしょうゆをお買いになられる方が多かったのですけれども、最近では500ミリリットルとか200ミリリットルとか、より小さなものが買われるようになって、容量の小さなものに移ってきております。

当然、容量が少ないものになりますと表示できるスペースも小さくなりますので、表示する事項も限られてくるということになります。

(PP)

また、高齢者の比率も高くなってきておりまして、表示もより見やすいものが求められるようになっております。

一元化の検討会の当初においても、文字のサイズを大きくするというような話も出ておりましたが、高齢者の方にとっては見やすいということがまず第一ではないかと思えます。

消費者の意向というものはさまざまであるため、全ての要望を表示することはできないということです。

限られたスペースの中で、より見やすい表示をするために、義務表示とするものは本当に必要な事項に絞っていただきたいということが、まず1点目の話であります。

(PP)

2つ目が、「しょうゆ中では遺伝子組換えDNAは分解されてしまう」という話をしたいと思えます。

しょうゆでは遺伝子組換え大豆を用いても、これに含まれる遺伝子組換えDNAは分解されてしまうというところでもあります。

(PP)

しょうゆのつくり方は皆さん御存じかもしれませんが、もう一度ここに示しましたが、まず大豆は蒸すということをします。それから、小麦を炒って粉にします。それを合わせたものに、麴菌というものを生やすわけです。それを、塩を溶かした塩水と一緒にタンクに仕込みまして、それを搾ってしょうゆができるというような工程になります。

(PP)

写真をお示ししましたが、この麴菌というのが大事なのですけれども、顕微鏡で見ますとこのような形をしているのですが、これが先ほど言いました大豆を蒸したものに炒った小麦の粉を混ぜたようなものになります。これに麴菌をまぶし麴室というところで3日ぐらい生やしますと、ちょっと見づらくかもしれませんが、表面が全て麴菌でびっしり覆われるという形になります。

実は、この麴菌がさまざまな酵素を持っているということです。

(PP)

こちらに絵で示しましたが、例えば先ほども言いましたけれども、原料の大豆のたんぱく質を分解する酵素を持っておりますので、これはアミノ酸に分解をされます。これが、主にしょうゆのうま味となります。

それから、小麦のでんぷんですね。こちらもやはり分解する酵素を麹菌が持っておりまして、こちらは主に糖に分解されまして、これが甘味になっていくというようなことでもあります。

この麹菌は、さらにここにも書きましたけれども、DNAを分解する酵素も持っておりまして、したがって、この組換え大豆のDNAも分解されてしまうということになります。

(PP)

第1回の検討会で消費者庁のほうからも報告がありましたが、最新の技術を用いてしょうゆ20製品について分析したということで、この全てにおいてDNAが検出されなかったのは今の理由によるというところでもあります。

遺伝子組換え食品は安全性が保証されていますが、たとえ遺伝子組換え大豆を用いても、しょうゆではそこに含まれているDNAやたんぱく質は分解されてしまうということでもあります。

(PP)

次に3つ目ですけれども、「しょうゆでは多くの場合「遺伝子組換えでない」旨の表示がされている」というところでもあります。

遺伝子組換え食品の安全性は保証されていると言っておりますが、ただ、遺伝子組換え食品に不安を持っている方がおられるのも事実です。

消費者庁の調査でも、遺伝子組換え食品に「不安がある」と答えられた方は4割との結果が示されております。

このような不安にできるだけ応えられるように、しょうゆ事業者の多くは遺伝子組換えでない大豆を用いたしょうゆをつくっております。

(PP)

現在つくられているしょうゆのおよそ7割は、遺伝子組換えでない大豆を用いたしょうゆとなっています。

スーパーなどの店頭でラベルを見ていただくと、多くのしょうゆは原材料名欄に「遺伝子組換えでない」旨の表示がされております。それゆえ、遺伝子組換え大豆を使用していないしょうゆを買われようとされる方にとっては、特に現状では支障がないのではないかと考えております。

(PP)

次に、「遺伝子組換えに関するお問合せは少ない」ということをお話ししたいと思います。

しょうゆの大手事業者で調査をお願いしたのですが、お客様からのお問い合わせについ

て、2007年から2016年までの10年間で調査してもらいました。

お問い合わせ総数は、最も多い年で33,000件、最も少ない年で23,000件ということで、そのうち遺伝子組換えに関するお問い合わせは最も多い年で72件で0.26%、最も少ない年で14件で0.05%、10年間で平均しますと0.14%と少ないものでしたというところでありませ

(PP)

このお問い合わせの内容についてちょっと見てみますと、「遺伝子組換えに関して表示がないが、遺伝子組換え大豆を使用していますか」というお問い合わせが多いのですけれども、これのほかに「小麦に遺伝子組換えに関する表示がない」とか、国産原料のみを使用したしょうゆに「遺伝子組換えに関する表示がない」などというお問い合わせがあったということです。

(PP)

御存じのように、現在、小麦については世界的に遺伝子組換え農産物として認められてはいない。また、日本国内では遺伝子組換え農産物がつくられていないことから、国産原料は全て「遺伝子組換えでない」ものということでもあります。

このようなお問い合わせがあるのは、遺伝子組換え農産物について十分理解がされていないということが考えられます。

遺伝子組換え表示に関しては、より理解を深めていただくために、事業者もさることながら行政も丁寧に説明していく必要があると思われま

(PP)

5つ目には、「ラベル変更による事業者の負担は大きい」ということでお話をさせていただきます。

現在、しょうゆ事業者はラベルの変更に大変苦労しています。これはしょうゆ事業者に限らないと思いますが、平成27年に施行された食品表示基準では、栄養成分表示の義務化とか、添加物と添加物以外を明確に区分するというようなことが義務化になったこともあって、ほぼ全てのラベルを変更せざるを得なくなっております。

さらに、この変更を行っている途中で原料原産地表示制度についての検討会が開始されてきて、多分、今年の夏からは全ての加工食品について原料原産地表示が義務化となると思われます。これによって、ほぼ全てのラベルを変更することになると思

(PP)

これに加えて、今回この遺伝子組換え食品の義務表示の対象が拡大されることになれば、3度目の変更をせざるを得なくなるということで、大変な負担を強いられることになりま

例えば、今回の検討会で組み換えられたDNAやたんぱく質が検出されないものまで義務表示になるということになりますと、食用油、しょうゆ、液糖、水飴、デキストリンなども対象になるということで、これらは加工食品の原料として広く使われていることから、ま

た多くの加工食品のラベルを変更しなければならなくなるということでもあります。

(PP)

それから、しょうゆ事業者の実態なのですが、しょうゆ事業者は全国で1,300社ぐらいあるということです。内訳としては、大手が5社、中堅が24社、残り1,270社は小規模な事業者であります。

小規模な事業者においては、一旦ラベルを作成すると使い切るまでに平均で5年とか、長いものでは10年かかるというものもあります。これは、印刷会社に一回にラベルを印刷してもらおうとそのときの枚数が決まっております、小規模な事業者では年間に出荷される本数が少ないため、これを使い切るまでには長い時間がかかるというところでもあります。

度重なるラベルの変更によるラベル印刷の費用の負担は、事業者非常に大きな負担となっております。

義務表示の対象の拡大に当たっては、事業者のこのような状況も理解していただければと思っております。

(PP)

6つ目に、「意図せざる混入率の引き下げへの懸念」ということで話させていただきます。

現在、日本においては意図せざる混入率が5%以下となっておりますが、これが引き下げられた場合、これまでnon-GMOとして流通できていた農産物の中で、non-GMOと言えない農産物が出てくる可能性があるということでもあります。

全世界におけるnon-GMOの農産物の量は限られていますので、このような事態になるとnon-GMO農産物の流通量が減ることになり、入手が困難になり、価格も高騰するということが懸念されます。

先に述べましたように、しょうゆではできるだけnon-GMOの大豆を使っているのが現状ですが、non-GMO大豆の入手が困難になり、価格も上がれば、non-GMOの大豆を用いたしょうゆもつくれなくなるというところでもあります。

(PP)

最後にまとめということで、2点あります。

1つは「義務表示の要件について」ということで、今述べてきましたように遺伝子組換え表示は安全性に関する表示ではないこと、しょうゆの多くは既に遺伝子組換えでない旨の表示がされていること、遺伝子組換え食品に関するお問い合わせの少ないこと、事業者のラベル変更の負担が大きいことなどから、この要件としては現行どおり組み換えられたDNA、またはこれによって生じたたんぱく質が残存しない加工食品というものは表示の義務がないという現行どおりにしていただきたいというのが1点目です。

それから2点目ですけれども、「意図せざる混入率について」ですが、混入率が引き下げられることによって、non-GMO農産物の入手が困難になる可能性があることから、5%のままとしていただきたいということでもあります。以上です。

○湯川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのお話につきまして委員の皆様から御質問をお願いしたいと思います。

松岡委員。

○松岡委員 おしょうゆに利用されている原料の大豆というのは、輸入と国産とどの程度の割合になるのでしょうか。

○加藤氏 正確な数字は今、持っていないのですけれども。

○松岡委員 アバウトで構いません。

○加藤氏 やはり、輸入がかなり多い。もともと国産の大豆というのは生産量自体も少ないと思われませんが、多くは輸入であるということになります。

○松岡委員 もう一度いいですか。

○湯川座長 どうぞ。

○松岡委員 そうしますと、non-GMOのものが多くということ、輸入に際してはそういう形で遺伝子組換えでないものを輸入しているということですね。そうすると、その確認というのはIPハンドリングで行っているということでしょうか。

○加藤氏 確かに輸入のものが多くので、アメリカなどですとほとんど今は遺伝子組換えのものをつくっておりますから、その中でも遺伝子組換えでないものを購入しているということで、当然それについてはIPハンドリングの証明書ももらって、それをもとに「遺伝子組換えでない」と表示しているということでもあります。

○松岡委員 もう一つ、しょうゆ業界に関係するのかどうか、例えばおみそなども発酵するとDNAは分解されていくわけでしょうか。

○加藤氏 実は、しょうゆとみそで大きく異なるのが、先ほど麴というところをお見せしたと思うのですけれども、麴がしょうゆの場合には原料に全て麴菌を生やす全麴ということになります。みそなどは実は部分的なもの、一部は麴菌を生やして、それで麴菌を生やさない原料も入れるというような部分麴と言ったらいいのでしょうか、一部の麴ということですか。

それで何を言っているかということ、結局、麴菌で先ほど酵素が分解しているということをお申し上げましたけれども、しょうゆの場合は非常に酵素がたくさん出されているので、原料が全部分解されてしまう。みそなどですと麴菌の量も少ないということと、発酵期間も影響しているのかもしれないのですけれども、完全には分解されないものがあるということで、一部検出される場合もあるということだと思います。

○松岡委員 ありがとうございます。

○湯川座長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

では、近藤委員、それから武石委員の順でお願いします。

○近藤委員 製造工程のことでちょっと聞きたいのですけれども、DNAは完全に分解されているというお話だったのですが、我々はアレルギーたんぱくの分析などもしているのです

けれども、しょうゆなどでもエライザなどで意外とたんぱくは測れるんです。

ですので、今回の資料は例えばたんぱくだと完全にアミノ酸まで分解されているような説明だったのですけれども、エライザで測れるということはある程度のペプチドぐらいの大きさのものはあるということなのだと思います。DNAは完全にわかったのですけれども、たんぱくの場合はどの辺まで分解されているのかというのがわかれば教えてください。

○加藤氏 確かにDNAは分解されて残らないということで、私も実は完全にそこまでそういう実験をしたものではないので、文献とかを見て今お話ししているのですけれども、たんぱくなどは確かに言われるように完全にアミノ酸まで全てのものが分解されているかというペプチド類も検出されますので、そういったものも少し残っているというのが事実だと思います。

○湯川座長 では、次に武石委員お願いします。

○武石委員 スライド11で、現在つくられているおしょうゆのおよそ7割が遺伝子組換えでない大豆を用いたしょうゆということで、裏返しますと3割のものについてはGMが使われているということなのか。その3割の業態というのは何か大手とか中小とか特徴があるのかということと、あともう一点だけ、原料の大豆とあわせて脱脂大豆が実際にしょうゆの場合多く使われていると思うのですが、脱脂大豆なども同じような状況なのかということとを3点ほど確認させてください。

○加藤氏 1つ目の残りの3割ということなのですが、実は1,300社ぐらいありますので、全ての方に聞いているというよりは、私どもは組合制をとっておりまして、そこでいろいろお問い合わせをしている項目が毎年あるんです。その中で、遺伝子組換えでないというしょうゆをつくられている方というものの集計がありまして、それが7割だったというところなんです。

では、残り3割は何かというと、実は未回答部分が3割ということなんです。ですから、この中身は遺伝子組換えというか、不分別を使っておられるところがどのくらいかとか、そういうことまではわからないというのが現状です。

それから、2点目の脱脂加工大豆と丸大豆というか、これについてなのですが、私どもで把握しておりますのは、しょうゆの原料として、脱脂加工大豆を用いているものが85%ぐらいあるかと思えます。

ただ、これもだんだん変わってきますので、直近のデータでたしかそのぐらいだったと思われます。

逆に言いますと、丸大豆のものが15%ぐらいなのかというような数字であると思われま

す。

○湯川座長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、加藤様ありがとうございました。

○加藤氏 どうもありがとうございました。

(発表者交代)

○湯川座長 続きまして、日清シスコ株式会社の加島様お願いいたします。

○加島氏 日清シスコの加島と申します。本日は、このような発言の機会をいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、表題の内容につきまして着座にて発表させていただきます。

(PP)

皆さんには、これを機会にコーンフレークが遺伝子組換え表示制度と密接にかかわっていることを御理解いただければと思います。

(PP)

では、まず初めにコーンフレークの市場につきまして簡単に説明いたします。

右のグラフは、シリアル全体の生産金額推移となっております。本データは、日本スナック・シリアルフーズ協会の資料より抜粋させていただきました。

こちらのグラフの下、赤い部分がコーンフレークの市場規模となっております。国内での生産としては、前回の東京オリンピック開催以前より始まっており、皆さんも特に子供のころ、本日のような暑い日の朝食に冷たい牛乳をかけて召し上がられたのではないかと思います。本日、梅雨明けもしまして、今後本格的なシリアルシーズンに突入する形となっております。

簡便で食べやすく、栄養バランスのよい食事として、お子様を初め、全ての世代に愛され、現在日本全国で普及しております。

また、ここ最近、グラノーラが注目され始め、現在シリアル市場は621億円にまで成長しており、シリアル全体が注目されております。

その中で、コーンフレーク市場は現在約90億、遺伝子組換え制度が始まったころの2002年からほぼ100億円前後の市場を維持しているシリアルで2番目に大きなカテゴリーであります。

コーンフレークの原材料でありますトウモロコシの大部分は輸入で賄われており、現在のところ最大の取引先はアメリカで、遺伝子組換えではないコーンを分別して輸入し、使用しております。

現在、弊社を含めまして数社、コーンフレークを国内で製造する会社が存在いたしますが、今のところ国内の市場を我々が見る限りにおいては遺伝子組換えコーンを使ったコーンフレークというものは見受けられておりません。

(PP)

次に、弊社お客様相談室に寄せられた遺伝子組換え表示に関するお問い合わせ件数の推移につきましてお話いたします。

グラノーラの伸長に合わせるように、直近3年間と、その前の3年間とで特徴的な結果が出ておりましたので、これらを比較してお話ししたいと思います。

2011年から2013年までの3年間につきまして、全ての遺伝子組換えに関するお問い合わせが29件、またそのうちコーンフレークに関するお問い合わせは11件でした。

直近3年間では全体で183件ありまして、そのうちコーンフレークに関するお問い合わせが4件ということで減少しております。

参考までに、直近3年間でコーンフレーク以外に179件あったお問い合わせの内訳といたしますのは、主にグラノーラなどに使用している副原料、大豆に関してのお問い合わせでした。大豆は「遺伝子組換えでない」という表示は入れておりませんでした。お客様からの申し出で、お客様相談室宛てに連絡が来ましたときに、遺伝子組換えでない大豆を使用しておりますということをお伝えしますと、皆さん安心された御様子でした。

このようにコーンフレークのお問い合わせ件数が減少したということは、コーンフレークメーカー各社が「トウモロコシ(遺伝子組換えでない)」と表示することによって、お客様が安心して購入いただけるようになったからではないかと推測しております。

(PP)

次に、弊社の認識といたしまして、先ほどもいろいろと出てきているものと重複するかもしれませんが、本検討会における基本的な考え方として、遺伝子組換え作物に対する安全と安心についてお話ししていきたいと思っております。

遺伝子組換え作物の安全性については、国や有識者にて十分議論されて定められております。しかしながら、漠然とした不安をある一定の割合の消費者の方々が感じていらっしゃるというの、また事実として理解しております。

お子様が召し上がられるような食品、特にコーンフレークがまさにそういった食品の一つですが、それらは特に少しの不安も購買行動に強く影響すると我々は考えております。我々は、それゆえにきちんと法令を遵守した商品を製造し、さらには単に安全というだけではなく、お客様の「安心」のためにも遺伝子組換えでないものを使用した上で、わかりやすい正確な情報の提供をお伝えすべく取り組んでおります。

(PP)

もう一つ、現在検討中の法令変更の話題に入る前段階として、現行の遺伝子組換え制度について簡単に整理しておきたいと思っております。

主な制度の項目内容と、一番右側にコーンフレークにかかわるトピックスを入れております。

1つ目の「適用食品群」について、現在のところ組換えDNAやたんぱく質が検出されない食品への適用は除外されております。除外されていた品目の一つに今回我々のコーンフレークもあり、従来はDNAの検出技術が不十分だったということで、表示対象外の品目となっております。

2つ目の「意図せざる混入」につきましては、表示制度が始まった時点より5%までの混入を許容されているかと思っております。これは、いかにIPハンドリングなどにより分別管理されて輸入されたとしても、先ほどからもお話がありましたとおり、こちらに記載されております各工程で混入する可能性があり、実行可能な範囲として取り決められた経緯があると認識しております。

また、3番目の「表示の義務」については、原料表示の第3位まで、かつ5%以上というルールと認識しておりまして、コーンフレークに使用のコーングリッツでは当然のごとく第1位ということですので、トピックスとしては割愛させていただきます。

(PP)

これらを踏まえまして、コーンフレークに関連するそれぞれの項目についてお話ししていきたいと思っております。

まずは、コーンフレークが表示義務対象品目としてどうかということに関して弊社の見解をお話いたします。

第1回検討会資料にございしましたが、以前は分析できなかったものが検出技術の向上により、コーンフレーク中のDNA検査が可能になったとお聞きしております。そうしますと、コーンフレークはそういった検査項目の一つになるのだらうと思っているのですが、遺伝子組換え表示の義務化品目となることに関しまして、弊社といたしましては、これはコーンフレークの業界では容認できるのではないかと考えております。

分析が可能になるのであれば、検査や取り締まりも可能となります。もしも遺伝子組換えコーンを使用したコーンフレークが今後登場した際には、それまでの遺伝子組換えでないコーンを使ったコーンフレークとの違いを消費者の方々に御理解いただき、正しく御判断いただけるような表示を義務化するということが、市場の混乱を避け、ひいては消費者の方々に不利益を生じさせない抑止力になるのではないかと考えております。

また、現在の国内市場において、各社ほぼ自主的に「遺伝子組換えでない」という表示はしていることから、今回の変更による影響はさほど大きくはないと考えております。

現在のところ、お客様の安全・安心のため、「遺伝子組換えでない」という表示を行っておりますが、その根拠裏づけのために弊社では社内において輸入ロットごとの自主検査を行っております。現在のところ、逸脱したデータは見受けられておりません。

(PP)

次に、意図せざる混入率の見直しにつきまして、トウモロコシに特有な状況を御理解いただき、今後の検討の参考にさせていただきたいと考えております。

大豆に関しては先ほど油脂のところでお話がありまして、投資等による値段の高騰などもあるということで、大豆は大豆なりに大変だということも見させていただいたのですが、トウモロコシについてもいろいろ事情がございます。

まず「栽培環境」といたしまして、トウモロコシは風媒花であり、近くの農場で遺伝子組換えトウモロコシが栽培されておりますと、農場での混入を生じることがございます。

また、「輸送・流通工程」におきましては、大規模な流通工程であるがゆえにさまざまな工程、サイロでの保管、カントリーエレベーターでの装置共有による混入、はしけやコンテナ船の共有などにより混入が起りやすい穀物なのがトウモロコシです。

また、「品種」の面からも非常に厳しい現状がございまして、第1回検討会でも御説明があったかと思いますが、トウモロコシでは最近「スタック品種」と呼ばれる複数の組換

え遺伝子を1つの種子にあわせ持つ品種が多数作付されているとのこと。

これらは作付面積の実に80%以上にも上り、さらに導入される組換え遺伝子の数は5つ、6つと増加の一途をたどっていると聞いております。

それに伴い、分析についても問題が生じております。検討会のほうでスクリーニング検査法によるGM0混入分析をされたところ、結果は最大で4%を超えるなど、限界値である5%に迫る非常に危機的な状況だと感じております。

ですが、その数値が高い理由としまして、確認のためのGMコーン、遺伝子組換えコーンの検査をしますと、本来100%と出る検査が実に200~500%という結果が出てしまっていて、これは「スタック品種」が多く栽培されている現在、スクリーニング検査法というものが遺伝子組換えトウモロコシの分析指標として適切かどうか懸念が生じているところでございます。

したがって、意図せざる混入率の見直しを検討するに当たっては、まず遺伝子組換えトウモロコシの混入を短時間で正確に定量分析できる分析方法の確立が最優先であり、それがきちんと確立された上で、現状の混入率や今後予想される混入率、また工程の見直し改善などにより、どこまで混入率が低く抑えられるのかなどを踏まえまして、意図せざる混入率の見直しを検討すべきではないかと考えております。

(PP)

次に、今回の検討の結果、意図せざる混入率を引き下げた場合の影響についてお話ししたいと思います。

皆様のお手元の資料では、7ページ、8ページが逆になっておりまして大変失礼いたしました。先に、こちら(8ページ)のほうのスライドをごらんください。

引き下げ率の幅が小さい場合、non-GMOの生産者や輸入者へのプレミアムコスト、つまり遺伝子組換えでないものを分けて管理していただく際のプラスアルファの費用が何らかの形で増加すると考えております。

また、引き下げ幅が大きい場合、最悪、アメリカからのトウモロコシの輸入が不可能となる事態も起こり得ます。もしアメリカ以外からの輸入を検討した場合には、以下の3点の懸念が考えられます。

1つ目は、品質面です。現在は安定した味や食感、見た目など、良好なものが入っていますが、それが低下するおそれがございます。

2つ目は、安全性の確保です。現在では、残留農薬、重金属、異物混入等に対して非常に信頼度の高いものが流通されておりますが、それらが担保できない可能性がありまして、我々は安心以前に安全であるかどうかから始めなければいけないという状況になります。

それが、3つ目のチェック体制の再構築です。無論、これから向こう何十年も購買元はアメリカだけでよいのかという点に関して、常に我々企業としては新規の取引先も視野に入れて考えなくてはなりません。チェック体制を再構築するためには多くの経営資源が消費されます。全ては商品コストに影響してくると考えても間違いではないのではないかと

と思います。

意図せざる混入率の数値というのは、慎重な判断を経て決めていただきたいと考えておりますが、特に輸入相手国における農業事情なども踏まえまして、今後持続可能なルールの設定をお願いいたします。

(PP) (7 ページ)

次に、組換えDNAが検出されない食品につきまして、表示義務対象にするのか否かに対して申し上げますと、我々メーカー側からとしましては十分かつ慎重な議論、判断をお願いしたいと思っております。

こちらの内容はコーンフレークには直接関係がない部分もありますが、我々はグラノーラなどもつくっておりますし、一菓子メーカーとして一言申し上げたいと思います。

先に述べましたとおり、国の審査制度による安全性というのは十分確保されており、さらに組換えDNAやたんぱく質が存在していない食品を表示義務対象にした場合、果たしてメリットを受ける消費者がどの程度存在していて、それ以外の消費者が受けるデメリットというのがどれだけ生じるのかを把握の上、必ず実効性のある検査体制の在り方を含めて御検討いただきたいと考えております。

デメリットとして考えられる内容の一部としては、安全性に関する情報の埋没であったり、コストアップなどが考えられるかと思えます。もし実効性のある検査体制がきちんと確立されていない状態で義務表示を課した場合、ごく一部かとは思いますが、悪いことをしようとする企業を取り締まることができず、結果として遵守しているメーカーを含めた業界全体の信頼性を失うこともあり得ます。そのようなことがないように、慎重な議論、判断を重ねてお願いしたいと思います。

(PP) (9 ページ)

では、最後になりましたが、我々企業としては基本的に決められたルールを正しく運用することが社会的責任と考えております。ですので、今回検討会にて決められた内容につきましては正しく守り、その中でよりよい商品をつくっていくことが使命だと考えています。

そうしたとき、本検討会の今後の議論に向けた我々の要望としましては、ぜひとも以下の3点、

科学的な視点での議論。

実行可能性の高いもの、つまりルールですね、

国民が本当に知りたい情報か否か

というのをベースに精査を十分行っていただき、設定していただきたいと考えております。

特に日本の食品メーカーには大小さまざまな規模の企業がございますので、それらの企業にとって負担の余りかからない仕組みを設定いただくということは、結果的にお客様への負担も軽くなるかと思えます。

また、多くの消費者にとって本当に知りたい情報か否かというものを慎重に選び出した

上で、ルールを設定いただきたいと切に願っております。

私ども日清シスコとしては、今後ともコーンフレークの市場がより活性化するよう努力し、お客様に喜んでいただける商品をつくり続けていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。御清聴ありがとうございました。

○湯川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただ今のお話の内容につきまして、委員の皆様から御発言をお願いします。いかがでしょうか。

立川委員。

○立川委員 ありがとうございます。

まず基本的な点を1点お伺いして、もう1点追加でお伺いしたいと思います。

まず、コーンフレークに向けたコーングリッツは、国内でどのくらいのトウモロコシの輸入量に相当するのでしょうか。日本は多分1,600万トンのトウモロコシを輸入していると思うのですが、そのうちのコーングリッツというのは何パーセントぐらいなのかという点が1点です。

もう1点はちょっと難しい質問かと思いますが、最後のスライドで「科学的な視点での議論」ということと、「実行可能性の高い仕組みを」ということの重要性をされてきています。両者は確かに大変重要な点なのですが、科学的な視点を重視して、検証を行うということが実行可能性の点で難しいこともあると思います。両立すればいいのですけれども、場合によってはトレードオフもあり得るわけですね。そういった場合にはどうすればよろしいのでしょうかという点も、もし御意見があればお伺いできればと思います。

○加島氏 コーングリッツとしては20万トンぐらいで、去年の実績を申し上げますとトウモロコシ、コーンフレーク用のコーングリッツとしては7万5,000トン程度という形で推移しているそうです。

先ほどの2番目の質問に関しましては、我々としても非常に悩ましいところだと思います。実際に我々企業が守ることができないと、どうしてもそのルールが机上の空論のような形になってしまいますので、実行可能性の高い仕組みというのがまず前提かという感じで我々としては思っています。

ただ、この場での議論としては、何か感情的なものではなくて実際の科学的な視点、安心・安全のところの安全を比較的優先していただき、その上で、いろいろな方の考え方を総合して判断していただく際に、ごく一部の方の意見だけが通るといような形にはならないようにしていただくと非常にありがたいかと思っております。

○湯川座長 よろしいでしょうか。

では、今村委員。

○今村委員 基本的な質問で恐縮なのですが、このコーンフレークをつくるのはグリッツからだけでつくのでしょうか。スターチからもつくることがあるのでしょうかということと、グリッツで輸入するときのIPハンドリングというのは、グリッツの状態に対

してサーティフィケーションがついてくるのか。それとも、もともとの粒の段階のものを特定の工場でグリッツにするというようなステップを踏むのか。そこら辺は、実務的にはどういうステップを踏むものなののでしょうか。

○加島氏 まず、最初の質問に関して、コーンフレークをつくる際に使うものは基本的にはコーングリッツのみです。我々は4つ割りぐらいのものをコーンフレークにしておりますが、多分ほかの会社さんも同じような形だと思います。

ごく一部、コーンフレークのグリッツ状態のものから、もっと細かいものをベースにしてコーンフレークをつくっているところもございますが、スターチからつくるということはまずないと思います。

IPハンドリングに関しては、基本的にはホールの状態で国内に入りまして、それが国内でひき割されるそうです。

○湯川座長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もしないようでしたら、加島様のお話はこれで終わりということになります。どうもありがとうございました。

本日予定しておりましたヒアリングは、以上で終了いたします。ヒアリングに御協力いただきました皆様、どうもありがとうございました。

本日のヒアリングでは各事業者、あるいは事業者団体から、今後の検討において留意すべき点が多く提示されたと思います。これらにつきましては、遺伝子組換え表示制度の今後のあり方を考える上で避けて通れない課題も含まれていたと思います。

事業者、事業者団体からのヒアリングは次回も続きますが、委員の皆様におかれましては今後の議論に向けて頭の中で整理を始めていただければと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

武石委員。

○武石委員 今回も、配布資料で資料を1枚提出させていただきました。特に議論ということではございません。要望も込めて整理しております。

簡単にお話ししますと、2点ございます。

1点が「消費者ニーズの検証について」ということで、前回貴重な意見交換が行われたと思っているのですが、意見の中身をよく見ますと、消費者の知る権利、消費者の選択の権利といった主張のほかに、一方、総合的、客観的な議論が必要だといった消費者団体の方もいらっしゃいました。

そこら辺の整理というか、十分議論が尽くされていないという感じもいたしておりますし、センターとしても提出しました消費者ニーズの捉え方の考え方についての御意見もあるということで、この点については論点整理の段階で引き続き明確にしていっていただければと思っておりますし、あわせて今回の中でもいろいろ出てきましたが、表示の問題以前にリスクコミュニケーションといいますか、消費者の不安をどうやって解消するかといった取り組みも検討の素材として大きな点かと思っておりますので、その点もお願いした

いということを書きました。

事業者からのヒアリングは、今回に限らず次回以降も含めて順番とか決まっていると思いますので、その最後にでも勘案していただければと思いますが、きょうもちょっとお話に出ましたけれども、中小事業者の中で実際にどういった取り組み、今回のメーカーはどうしても大手が中心になっておりますので、もっと中小の方の実際のIPハンドリングの状況ですとか、遺伝子組換え、non-GM、どういうものを実際に使っているのかとか、そういった点も含めてもう少し時間をいただければ、そういった業者の御意見も聞いてやるのが全体の議論の幅の広がりにつながっていくのかということで、2点紙に書かせていただきました。

○湯川座長 どうもありがとうございます。

発言の御趣旨としては2つあったかと思うのですが、そのうちの後半のほうで、もう少しヒアリングについても対象を増やしてはというお話でした。座長の私と事務局との間で限られた時間の中でどのように情報を集めるかということを考えさせていただきまして、今回は、消費者向けの表示を作成しておられます製造業者、小売業者、それから今回は、大きな素材であります大豆、トウモロコシ、こういったものの混入率の問題を検討するという観点から原料穀物の流通を扱う商社の方に依頼しております。いろいろ聞いてみたいというお話は十分理解できるのですが、私としましては次々回以降の制度の検討の時間をできるだけ確保したいということもありまして、ヒアリングについては3回とさせていただきます。

御発言の趣旨としましては、次々回以降検討していく中で必要があれば対応を考えたいと思いますのでよろしくお願いします。

そのほかございますでしょうか。

もしないようでしたら、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○蓮見課長補佐 次回、第4回の検討会につきましては8月2日水曜日の午後3時からを予定しております。開催場所につきましては、後日お知らせをいたします。

○湯川座長 私が第1回検討会で申し上げましたとおり、事業者、事業者団体からのヒアリングは2回行いますが、次回のヒアリングに来ていただく事業者につきましては、現在遺伝子組換え表示の対象となっている食品を製造している事業者、本日はイオンリテールさんにも来ていただいたわけなのですが、小売業者さんからもう一社、それから穀物の流通に携わっておられる事業者を考えております。

以上で、本日の議事を終了いたします。閉会させていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。